

鷹栖町新規開業等支援事業補助金（令和8年度～令和10年度）

新規開業等（町内に新たに店舗・店舗併用住宅・事業所を設置、移動販売車両を用いた事業）及び既存店舗を改修する者に対し、開業費用又は改修工事費用の一部を補助します。

対象業種

建設業、製造業、電気・熱供給業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、銀行業、協同組織金融業、保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業・その他の生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業、自動車整備業、機械等修理業、その他の事業サービス業

対象となる要件

新規開業等する者	①鷹栖町商工会の会員または加入申込をしている者 ②空き店舗又は空き家の改修工事を当該空き店舗又は空き家の購入又は賃貸借に係る契約の締結の日から起算して1年以内に行う者 ③賃貸の場合は、契約期間が2年以上であり、所有者から改修工事の承諾を得ている者 ④公共下水道区域外で改修工事等に係る建物を取得する場合は、実績報告書提出時に合併処理浄化槽が設置されていること ⑤当該補助金の交付を受けてから引き続き3年以上営業が見込める者
既存店舗を改修する者 （営業している者）	①鷹栖町商工会の会員（3年以上）となっている者 ②賃貸の場合は、契約期間が2年以上であり、所有者から改修工事の承諾を得ている者
備考	次に該当する場合は、新規開業等する者ではなく、既存店舗の改修とみなす。 ・町内での移転により、移転前の店舗を空き店舗とした者 ・工事前と工事後について、同一の者が同一の事業を行う者。ただし、町内に店舗が増加する場合は、この限りでない。 ・空き店舗所有者と生計が同一の者又は2親等以内の親族の者

補助金額

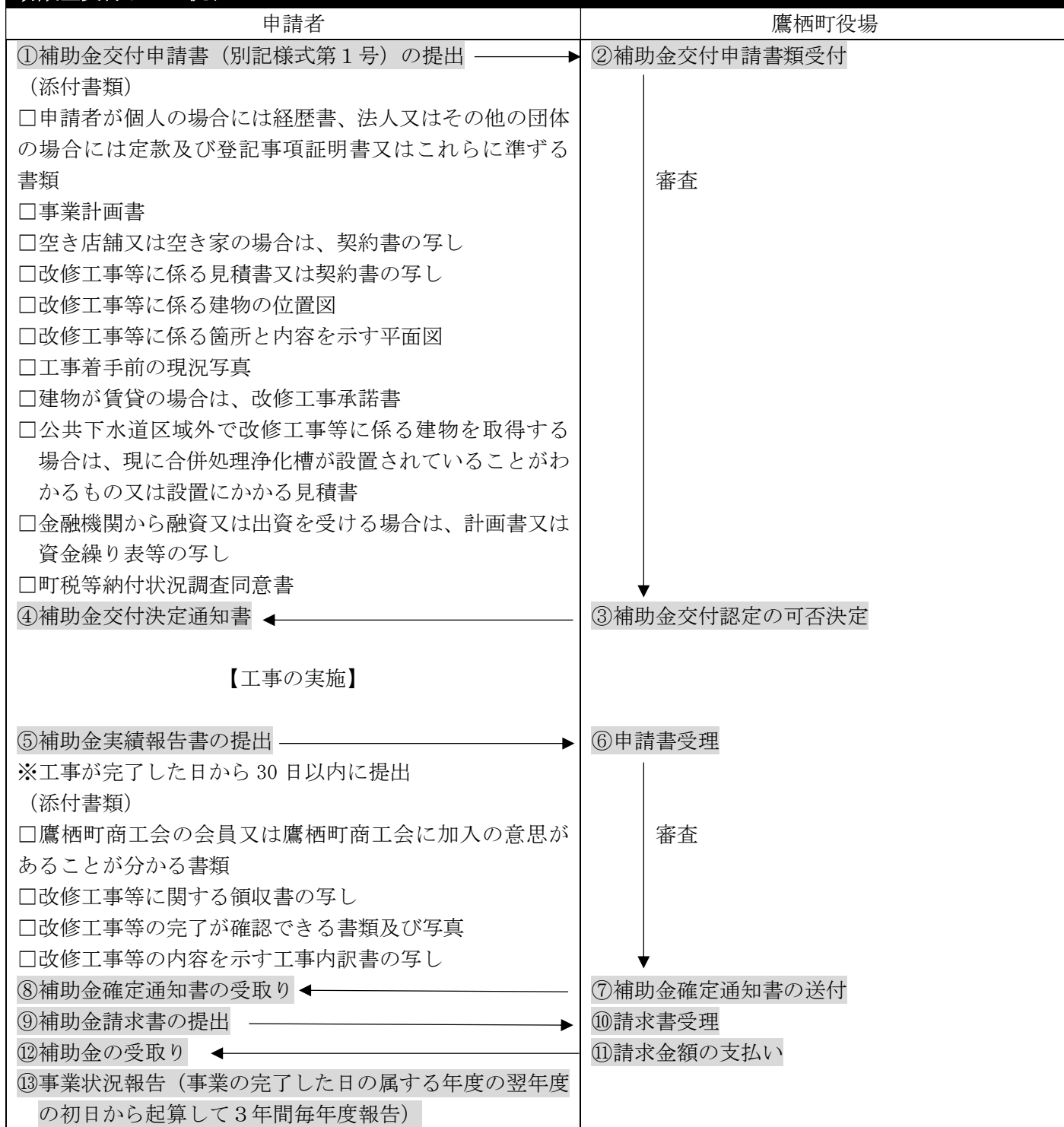
項目	補助対象経費	補助率	補助上限	備考
新規開業等する者	土地・建物の取得費及び改修工事費、地方税法第341条第1号に規定する固定資産の取得	1/2 以内	150万円 (75万円)	汎用性があるものは除く
	※金融機関から資金調達のため融資又は出資を受けている場合		300万円 (150万円)	
	合併処理浄化槽設置整備加算 鷹栖町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付規則別表1に規定してある人槽区分を超えるものに限る。	10/10 以内	100万円 (50万円)	
既存店舗を改修する者 （営業している者）	1 既存店舗の改修工事及びこれに付随する固定資産の取得（15万円以上）	1/2 以内	50万円 (25万円)	・看板設置工事を含む ・外壁塗装工事のみは、対象外
	2 備品購入費（10万円以上／1個） ・備品の購入経費（製造機械、器具を含む。）			
備考	・上記に係る補助対象経費は、消費税及び地方消費税の額を除く。 ・同一経営者が別法人又は新規開業等により補助対象者となる場合は、補助上限額下段括弧書きを補助上限とする。 ・交付申請時の事業計画書の売上高の2分の1（事業が完了した日の翌年度から起算して3年度目）又は補助上限額のいずれか低い額を補助金の額とする。			

※ 固定資産の取得について、汎用性があり当該事業用としての目的のみに必要なものと特定できない場合は、対象外となります。

例) パソコン、車両（移動販売車両は除く）、オフィス家具、書籍、カメラ、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、エアコン等

※ 同一経営者とは、配偶者、親子及びその他生計を同一にする者、代表者が同一である法人又は過去にこの規則による補助金の交付を受けた者をいう。

助成金交付までの流れ



※申請書等の様式については、鷹栖町のホームページからダウンロードできます。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町役場 産業振興課 商工観光係

TEL 0166-74-3582

E-MAIL sangyou3@town.takasu.lg.jp